那覇市

令和８年度　給与支払報告書の提出について

特別徴収義務者の皆様におかれましては、那覇市への給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）の提出をお願いします。

総括表　記載例

○ 給与支払報告書提出時のお願い

1. 令和８年度給与支払報告書の提出期限は令和８年２月２日（月）です。期限内の提出をお願いします。
2. 昨年度、那覇市へ給与支払報告書の提出があった事業所については、総括表を１２月中に送付いたします。記載例を参考に記入してください。
3. 給与支払報告書は**正本１部のみ**提出して下さい**（副本の提出は不要です）**。個人別明細書は右図のように、特別徴収分、普通徴収分の順で並べて下さい。

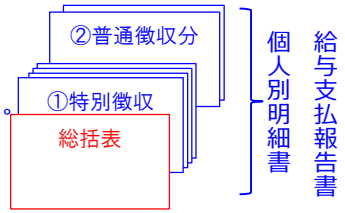

4. 提出の対象者は**令和８年１月１日現在、那覇市に住所のある方で令和７年中に給与等の支払を受けた全ての方**です。正社員・アルバイト等の就労形態、支払金額の多少、個人で確定申告をするかどうかにかかわらず全て提出して下さい。
5. 令和７年中に退職された方については、退職時の住所地の市町村に提出して下さい。支払金額が30万円以下の退職者でも適正課税の観点から提出にご協力下さい。
6. 個人事業主の場合は、本人確認も必要となりますので、「**マイナンバーカード**」または、「**マイナンバーの通知カードと身分証明書**(顔写真付きは１点、それ以外は２点)」を窓口で提示するか、郵送の場合はその写しを添付して下さい。
7. 報告人数が０人の場合は、給与支払報告書を提出する必要はありません。
8. 追加・訂正で再度提出する場合は那覇市用の総括表を那覇市のホームページから印刷してください。その際には、総括表の左上に「**追加（訂正）分**」と朱書きし、**特別徴収義務者指定番号**の記入もお願いします。また、訂正分の場合は個人別明細書の摘要欄にも「訂正分」と記入して下さい。
9. 令和８年度給与支払報告書の提出後、4月1日（水）までに転勤・退職等があった場合は、4月15日（水）までに「給与所得者異動届出書」を提出して下さい。（ただし、異動者が令和７年度に特別徴収の対象者となっている場合は、異動のあった日の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を提出して下さい。）

○ 総括表の記入について

1. **平成29年度から特別徴収義務者の法人番号または個人番号(マイナンバー)の記入が始まっております。**
2. 印字された所在地、名称等に変更がある場合は、総括表右面に記入して下さい。
3. 「報告人員」のうち、普通徴収対象者がいる場合は、下段の「普通徴収切替理由書」欄に、理由毎の内訳人数も記入して下さい。
4. 「連絡者の係・氏名・電話番号」の記入をお願いします。

那覇市　給与支払報告書の提出について　検索

問合せ・提出先	〒900-8585 那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所　３階　市民税課 ※郵送の際は宛先の後に「**給報在中**」と記入をお願いします。 ＴＥＬ：０９８－８６１－３３２８　ＦＡＸ：０９８－８６２－４２５８

令和８年度　給与支払報告書(総括表)
令和 8 年 1 月 13 日 提出

指定番号
87654321

給与の支払期間	令和　年　月分から　月分まで													
給与支払者の個人番号または法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	

特別徴収義務者の所在地（住所）	〒900-0021 那覇市泉崎1丁目1番1号	事業種目	製造業
		受給者総人員	45 人
名称又は氏名	株式会社　なは	報告人員 特別徴収対象者	29 人
		普通徴収対象者（退職者）	3 人
		普通徴収対象者（退職者を除く）	1 人
		報告人員の合計	33 人

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役社長　那覇　太郎	所轄税務署名	那覇税務署
連絡者の氏名所属課係名電話番号	総務　課　給与　係 氏名　比嘉 （電話）　861-3328　内線　111	給与の支払方法及びその期日	毎月20日
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名　那覇会計事務所 （電話）　098-867-0111(金城)	納入書の送付	必要・不要

提出期限　令和八年二月二日

普通徴収切替理由書　（普通徴収とする人数の内訳）

略号	普通徴収とする理由（下記a～f以外の理由は切替不可）	人数
a	常時2人以下の家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者（給与の支払いが不定期の者を含む）	人
c	退職者または休職者(5月31日までに退職または休職する予定の者を含む)	3 人
d	税額が給与額を上回るため、給与から天引きできない者	人
e	乙欄適用者（他の事業所で特別徴収される者）	1 人
f	事業専従者（青色申告者の専従者は源泉徴収の義務があるため除く）	人
合計		4 人

○個人別明細書の作成について（記載例）

⑧ 給与支払報告書（個人別明細書）

※		※種別	※整理番号	※

支払を受ける者	※区分	受給者番号	
住所	那覇市泉崎○丁目△△番地□□号 （浦添市字安波茶●●番地）	（個人番号）	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		役職名	
		氏名	（フリガナ）ナハ　タロウ 那覇　太郎

種別	支払金額	①給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	内 6,847,500 円	5,062,750 円	3,830,000 円	内 0 円

（源泉）控除対象配偶者の有無等			配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）						16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
		老人		特定		老人		その他			特別	その他	
有	従人		千 円	人	従人	内 人	従人	人	従人	人	内 人	人	人
○			380,000	1		1		3		5		1	2

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
千 円	内 千 円 260,000	千 円 90,000	千 円	千 円 66,600

（摘要）
⑥ b （1）那覇 正　　前職：有限会社おきなわ 令和7年3月31日退職
（2）那覇 五郎（年少）　　支払金額 910,000円，社会保険料 65,000円，源泉税額 9,000円
（退）那覇 六郎 弟 昭和46年1月2日 那覇市泉崎○丁目△△番地□□号 合計所得金額 300,000円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療費保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	82,500 円	円	円	円	123,000 円

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日（1回目）	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住宅借入金等年末残高（1回目）
	1	27 年 5 月 20 日	住（特）	円
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日（2回目）	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	住宅借入金等年末残高（2回目）
	205,000 円	年 月 日	②	円

（源泉・特別）控除対象配偶者			区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
	（フリガナ）ナハ ハナコ			650,000 円	③	円
	氏名	那覇 花子			基礎控除の額 580,000	所得金額調整控除額
	個人番号	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2				

控除対象扶養親族			区分	16歳未満の扶養親族			区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
1	（フリガナ）	ナハ ハルコ		1	（フリガナ）	ナハ サブロウ		
	氏名	那覇 春子			氏名	那覇 三郎		
	個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			個人番号	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		
2	（フリガナ）	ナハ イチロウ		2	（フリガナ）	ナハ ナツコ		（1）456789012345
	氏名	那覇 一郎			氏名	那覇 夏子		
	個人番号	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4			個人番号	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		
3	（フリガナ）	ナハ ジロウ	03	3	（フリガナ）	ナハ フユコ		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	氏名	那覇 二郎			氏名	那覇 冬子		
	個人番号	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 ⑤			個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		（2）234567890123
4	（フリガナ）	ナハ アキコ	01	4	（フリガナ）	ナハ シロウ		
	氏名	那覇 秋子			氏名	那覇 四郎		
	個人番号	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6			個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親 ④	勤労学生

中途就・退職 就職	退職	受給者生年月日 元号	年	月	日
○		昭和	41	2	3

支払者		
個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	<右詰で記載してください。>
住所（居所）又は所在地	那覇市泉崎1丁目1番1号	
氏名又は名称	株式会社　なは	（電話）　098-861-3328

（市町村提出用）

○給与支払報告書における「同一生計配偶者」について

税制改正により平成31年度から「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に改組され、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える方の配偶者については、給与支払報告書上の記載箇所がなくなりました。このため、給与支払報告書のみでは「同一生計配偶者」の判断をすることができないため、配偶者の所得課税証明書等の発行ができなくなります。

つきましては、同一生計配偶者に該当される方は、住民税申告を行っていただくようご案内をお願いいたします。

※詳細については那覇市役所ホームページ参照

※右記①～④までは、年末調整をした受給者のみ記載してください。

①給与所得控除後の金額（調整控除後）

支払金額に応じて所得税法別表第5により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。
なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

②住宅借入金等特別控除区分

年末調整の際に、適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

区分	記載方法
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	住
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震

上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合には「（特）」と、「特別特定取得」に該当する場合には「（特特）」と、「特例特別特例取得」に該当する場合は「（特特特）」と併記してください。

③基礎控除の額

基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。

④寡婦　ひとり親

各欄について、受給者が該当する項目がある場合に「○」を付してください。

寡婦とは……「ひとり親」に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない、次のいずれかに当てはまる人です。
①夫と離婚した後、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
②夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。（控除額　27万円）

ひとり親とは…婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）がいる単身者のうち次の要件に当てはまる人です。
①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
②合計所得金額が500万円以下であること。（控除額　35万円）

⑤区分

控除対象扶養親族が「非居住者」である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。

・（源泉・特別）控除対象扶養親族が非居住者である場合は「区分」欄に○を記入。
・16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない場合は「区分」欄に○を記入。
・控除対象扶養親族非居住者である場合は「区分」欄に01～04の該当する数字を記入。
　また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄につぎのとおり記載してください。
・特定親族特別控除の対象となる方が居住者である場合は「区分」欄に10～90の該当する数字を記入。
・特定親族特別控除の対象となる方が非居住者である場合は「区分」欄に11～91の該当する数字を記入。

※1　「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」といいます。
※2　給与支払報告書をeLTAX等で提出する場合は、「00」と記録してください。
※3　「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。
※4　「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者をいいます。
※5　30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記録してください。

⑥摘要

・所得金額調整控除適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記載してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要（※）
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配）　例）那覇花子（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整）　例）那覇一郎（調整）
扶養親族が年齢23歳未満	

※　「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。
ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が下記ア～ウに記載されている場合は、記載を省略できます。
ア.「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄　　イ.「控除対象扶養親族」欄　　ウ.「16歳未満の扶養親族」欄

・普通徴収を希望する場合は、総括表にある普通徴収切替理由書の略号a～fを記載してください。略号の記載がない場合には特別徴収となります。

・支払金額に前職分を含む場合は、前職の会社名・支払金額・退職年月日を記載してください。摘要欄に記載がない場合は、前職分を含まない（貴事業所からの支払金額のみの）ものとなります。

・退職手当等の支払を受ける配偶者（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）又は扶養親族がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及び合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載してください。